

皆さまの御意見・情報を御提供ください
-国の行政手続のオンライン利用について-

1 御意見・情報を募集する趣旨

- 「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においては、オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針を策定することとしているところです。
- つきましては、より便利で使いやすいオンライン手続への改善に向けた検討のため、国の行政手続のオンライン利用に関して、改善してほしいこと、疑問に感じていること等について、御意見・情報の提供をお願いします。

※ オンライン手続の例

○不動産登記の申請 ○不動産登記に係る登記事項証明書の交付請求 ○商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求 ○輸出入の許可 ○国税申告（所得税、法人税等） ○健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 ○健康保険・厚生年金保険賞与支払届、○雇用保険被保険者資格喪失届 ○労働保険年度更新 ○無線局免許申請 ○自動車の新車新規登録

- 国の行政手続のオンライン利用の状況等については、参考資料「オンライン利用の現状について」を御覧ください。また、これまでの取組の詳細については、e-Gov の「行政手続のオンライン利用の促進」(<http://www.e-gov.go.jp/doc/facilitate/index.html>)を御覧ください

2 提出方法

「別紙様式」に必要事項を記載し、次のいずれかの方法により、「総務省行政管理局（業務・システム改革総括担当）」宛て御提出ください。

① 電子メールを利用する場合 → 電子メールアドレス：sokushin.ap@soumu.go.jp

② 電子政府の総合窓口 [e-Gov] を利用する場合 → <http://www.e-gov.go.jp/>

「意見提出フォーム」の「提出意見」欄に、別紙様式の質問事項への御回答を御入力ください。

③ FAX を利用する場合 → FAX 番号：03-5253-5309

④ 郵送する場合 → 住所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

3 募集期間

平成 25 年 10 月 15 日（火）～11 月 3 日（日）

4 その他

- 個人、企業、団体を問わず、どなたでも提出していただくことができます。
- お寄せいただいた御意見・情報及び個人情報等につきましては、本調査以外の目的には使用せず、法令等（※）に基づいて適切に取り扱います。

※ 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 100 条（守秘義務）、第 109 条（守秘義務違反の罰則）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、総務省プライバシーポリシー

具体的には、氏名及び連絡先は、御提出いただいた御意見・情報について、総務省から照会させていただく場合に限って使用させていただきます。また、御提出いただいた御意見・情報については、必要に応じ公表することがあります。なお、御意見・情報に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください。

【連絡先】

総務省行政管理局（業務・システム改革総括担当）
担当：千葉、坂本、小川
電話：03-5253-5357（直通） FAX：03-5253-5309
E-mail：sokushin.ap@soumu.go.jp